

2017年4月 家計簿だより

京都生活協同組合
組織運営部
電話 075-672-6304
FAX 075-661-4311

～1月のおたよりから～



※目指すは自己啓発※

社会情勢が変わり、不安定な世の中になってきました。その中で自分で考え行動するために、新聞購読や読書に励みたいと思います。少し暇ができたので、料理ももっと工夫したいと思っています。(64歳)

※どこかへ行きたいぞ!!※

受験生を抱え、あまりどこにも行かず過ごしたので、冬期講習の費用の割にはましな家計だと思います。でも、私のストレスはたまりました。子供のストレスもたまっているとは思いますが、どこかへ行きたいぞ~!! (52歳)

※日本、やっぱり変ですね※

(一部省略) お正月ならではの特別な出費「お年玉」は姪と甥に渡したものです。これからは孫になっていくことでしょう。寄付をしたのは長男が卒園した保育園。寄付はわたしにとっては思い切った金額ですが、国や自治体も少子化を止めるためには福祉予算を増やし、保育行政を充実させてほしいものです。税金の使い方に「異議あり」です。米軍基地に「思いやり」予算。思いやる相手が違う、日本の国。アメリカでは「アメリカ・ファースト」。そのアメリカとの条約がファーストの国。にっぽん、やっぱり変ですね。(65歳)

※男元気で留守がいい※

帰省してきた男2人が1週間も過ごしていったので食費がかさみました。皆元気で留守が良いと思った休み明けです。(47歳)

※家計簿を提出して・・・※

月末に現金と家計簿が3万円も合わないの、やっきになって調べましたが、原因がわからず不明金処理しました。来年から提出がなくなったら、自分の心がどう変化するのか推し量れません。記帳は続けます。おせちは今年も17種に減らしましたが手作りのでがんばりました。食材費は来客用なので交際費にしました。なので食費が少なくなりました。(75歳)

※ひとり立ち※

今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。残りあと一年となり、少々さみしい気分ですが、今まで本当にお世話になりました。お蔭さまでもうひとり立ちが出来そうです。何とか予想がついたり、やりくりの自信もやっと出てきました。本当にありがとうございます。もう少しがんばります。(59歳)



☀️今年目標☀️

会費は3か月分まとめて払ったので高くなっています。今年から紙での提出で記入も計算も自動ではなく、ゆっくりとこの手で記入しています。頭を使って足したり引いたり（割り算・かけ算はムリ）するのは自分には合っています。昨年、息子の新居建築援助で貯金がガタ減りしたので今年の目標は緊縮です。（69歳）



☀️ん？☀️

2017年が始まって最初の月、気持ちもあらたに記入しつつ、今年は黒字で終わった事にほっとしています。所得税にマイナスが給与明細にあり、「ん？」と。年末調整で戻っていたのを見落としていました。これを除いて見てみると、次月からはなかなか厳しそうです。（31歳）

☀️ドカ雪にびっくり!!☀️

今回の雪の多さにはびっくり、予報では「大雪・大雪」と叫んでいましたがこれ程とは思っていませんでした。屋根のない駐車場の我が車は雪にすっぽりうまり、屋根の雪を除くにはまず周りの雪かきをしないと近づけもしないありさまで、40センチ程積もった車上の雪は鍬でなんとか取り除きました。畑には白菜・キャベツなど冬野菜がいっぱいですが、とても採れる状況ではなく買うのもばからしい。そこで活躍したのが保存食品です。それにしても昔の人の智慧はすごいです。畑から何も収穫できなくても、こうしていろいろ食べられるのですから。キンキンにつまっていた冷凍庫に隙間ができ、これもうれしいことでした。（69歳）

☀️新しい年に…☀️

一年が始まりました。無駄をなくせる暮らしを目標に頑張っていきたいです。（55歳）

くらしの中で「困ったな」と思ったら「助け合いの会」へお電話下さい！

「今まで自分でできていたのにできなくなってきた」「けがをして右手が使えません。家事を手伝って下さい」「2人目の子どもができました。お風呂に入れるお手伝いをお願いします」など、くらしの中でちょっとした困りごとを「お互いさま」の気持ちで支え合って「くらしの助け合いの会」は今年で31年目を迎えました。

「ちょっとした手伝いがあればくらし続けられる」を大切に活動してきました。「困ったな」と思ったら一度お電話下さい。

★お手伝いしていただける方を募集しています。利用会員として登録いただいている方が827人、お手伝いできる活動会員が551人です。まだまだ困ったに十分にお応えできていません。特別な資格は不要です。普段されている家事力でお手伝い下さい！

■申し込み・問い合わせ

せいきょう くらしの助け合いの会

でんわ 075-465-6886 午前10時から午後4時
(土日祝休)

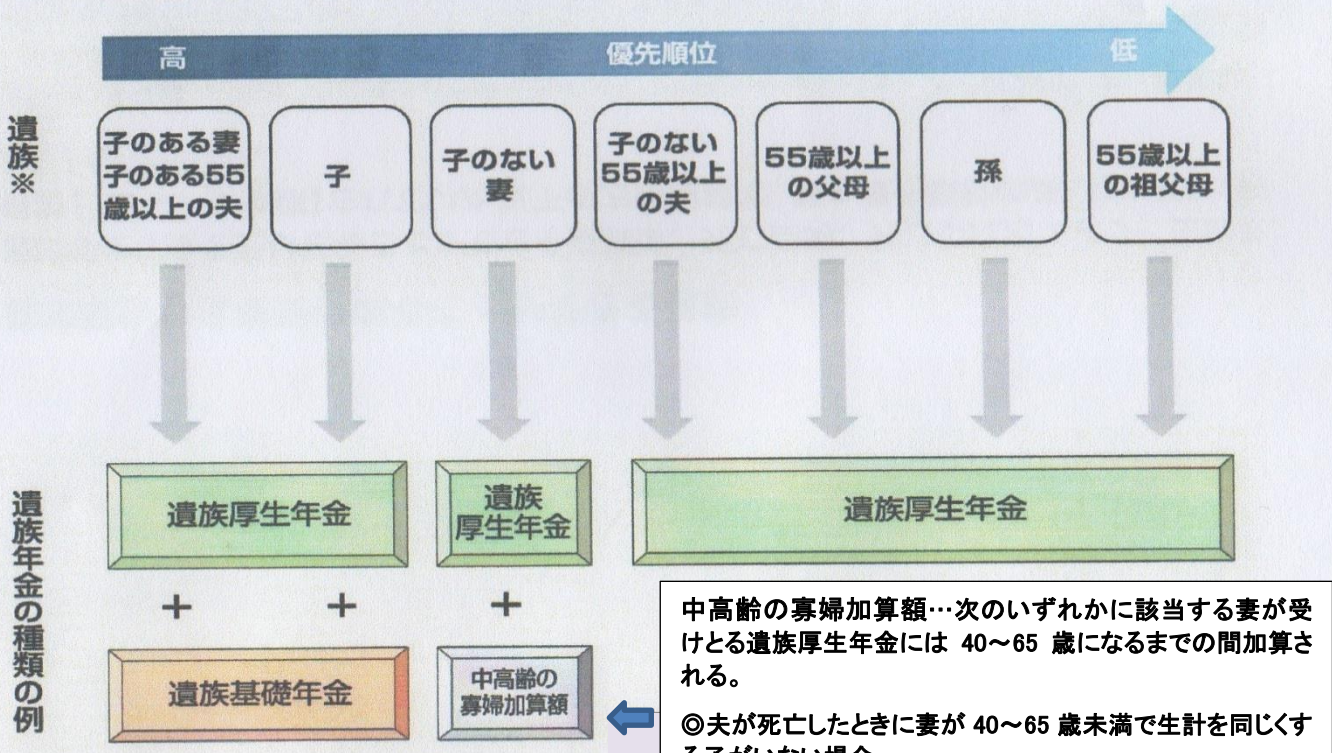


遺族年金制度について知っていますか？

公的年金制度の仕組み(No.3))について

遺族年金とは…遺族年金は、一家の働き手の方や年金を受け取っている方などがなくなられたとき、ご家族に給付される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されます。遺族年金を受け取るには、亡くなられた方の年金の納付状況・遺族年金を受けとる方の年齢・優先順位などの条件が設けられています。 **注意** 亡くなった人の要件 + 遺族の要件 → 遺族の給付

遺族の優先順位と受け取る遺族年金の種類例



※ 遺族には、それぞれ以下の条件があります。

●夫、父母、祖父母

死亡当時、55歳以上であること。

(受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限って、60歳より前でも遺族厚生年金を併せて受け取ることができます。)

●子、孫(「子のある妻」「子のない妻」などの「子」を含む)

- ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること。(死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります)
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあること。
- ・婚姻していないこと。

中高齢の寡婦加算額…次のいずれかに該当する妻が受けとる遺族厚生年金には 40～65 歳になるまでの間加算される。
 ◎夫が死亡したときに妻が 40～65 歳未満で生計を同じくする子がない場合
 ◎遺族厚生年金と遺族基礎年金を受け取っていた子のある妻(40 歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る)が、子が 18 歳になった年度の 3/31 に達したため、遺族年金を受けとることができなくなった場合。

参考資料：遺族年金ガイド平成 28 年度版(日本年金機構)より

次は年金シリーズ(No.4)です。